

# 日本における管理通貨制度の成立(3)

上山邦雄

## 目次

まえがき

### I. 第1次大戦後の金本位制停止の長期化

1. 第1次大戦が齎した変化(以上, 第12巻第1・2・3号)
2. 20年代「慢性不況」下の推移(以上, 第13巻第2号)
3. 金解禁へ至る過程(以上, 本号)
4. 金本位制停止長期化と日本資本主義

### II 金解禁と金輸出再禁止

### III 管理通貨制度の成立

## 3. 金解禁へ至る過程

1897年10月に、日本資本主義はそれまでの法制上は金銀複本位制でありながら、<sup>(1)</sup> 実質上は銀本位制度であった貨幣制度を改め、金本位制度を実施する。日本の金本位制は、それ以降第1次世界大戦の勃発により国際金本位制が崩壊をとげるにいたるまで継続するが、1917年9月に停止され、しばしば引用されるようにそれが金解禁問題の「初端の問題」となった。<sup>(2)</sup> この金本位制の停止は、1929年11月に金解禁断行が決定され、30年1月に実施されるまで、長期間継続され、その間の第1次大戦終了後から1920年代にかけての時期に、金解禁問題が日本資本主義の大きな政策的課題となったのである。ところで、この金解禁問題の経過については、これを5つの時期に区分して扱うのが通例となってい<sup>(3)</sup>る。第1期は、大戦終了後1919年6月に米国が金輸出を解禁して以降の時期である。第2期は、1922年下半期から23年9月1日の関東大震災直前までの時期。第3期は、関東大震災後の為替暴落期。第4期は、1926年9月から27年4

月に及ぶ片岡蔵相時代。第5期は、1927年金融恐慌以降の、とりわけ28年初頭から金解禁断行に及ぶ時期である。本稿は、このように日本の金本位制停止が長期化し、その間金本位制復帰を巡って発生した金解禁問題を整理し、日本資本主義の金解禁へ至る過程を跡付けようと試みたものである。

- (1) 前掲、吉野『日本銀行制度改革史』179頁、を参照。
- (2) 大内兵衛「金輸出禁止史論」(東京帝国大学経済学部経済学会「経済学論集」第5巻第4号、所収) 105頁。
- (3) 例えば、『朝日経済年史』昭和4年版、前掲、吉川『金輸出禁止史』、楠見一正『金輸出解禁問題—その経過と影響—』1929年、など多くの文献が上述の時期区分を採用している。

#### ① 1917年の金輸出禁止措置

1917年9月7日の米国の金輸出禁止措置に対応してとられた、9月12日の大蔵省令第28号は、金の輸出禁止と金貨幣の鋳潰しとを禁止し、ここに日本資本主義は金本位制度を停止する。そもそも日本の金本位制は、1884年兌換銀行券条例公布・85年5月以降の兌換銀行券発行・86年1月以降の政府紙幣の銀貨への兌換開始という過程で確立された事実上の銀本位制度にかえて、1897年に確立されたものである。<sup>(4)</sup>ところで、この日本資本主義における銀本位制から金本位制への転換を導いた背景としては、1873年のドイツの金本位制実施以降、世界的な傾向となった国際金本位制確立の過程で、銀価格が大幅に下落していったことが挙げられよう。<sup>(5)</sup>金銀比価は、1873年の1 : 15.93から、80年には1 : 18.06、90年には1 : 19.77となり、「1894年以降、金と銀との相対価値は、両者が通常貨幣として使用されていた2世紀間保っていた比率を概して2倍をやや上まわる」<sup>(6)</sup>こととなり、1897年には1 : 34.20と、銀に対する金価の上昇となった。こうした銀価の下落は、事実上銀本位国であった日本資本主義にとって、当然のことながら、金本位国に対する輸出促進、輸入抑制という作用が働くことになる。ところが、第27表に明らかなように、日本が産業資本段階に到達した1890年代には、金本位を採用していたヨーロッパ、米国からの輸入が増加し

ており、しかもその内容が軍需品・機械類といった日本資本主義にこの時期必要不可欠な商品であったため、銀価の下落は必ずしも日本にとって有利な影響をもつとはいえない事情があった。さらに、銀価の下落は物価騰貴を齎すという議論があった。<sup>(7)</sup>そこで、日清戦争の結果獲得された償金を基礎として、1897年3月貨幣法公布、10月実施という運びで金本位制が採用されたのである。<sup>(8)</sup>

こうした日本資本主義の金本位制の採用は、当時世界経済の中心であったイギリスを始めとしたヨーロッパ諸国や米国との間の為替相場を、第1次大戦の勃発による国際金本位制の崩壊に至るまで、ほぼ一定に保つ作用を果たしたから、日本資本主義をアジアの舞台から世界資本主義の一翼へと連ならしむることになった。しかしながら、この時期の日本資本主義は、貿易収支を始め、国際収支の赤字は慢性的なものとなり、しだいに金本位制の基礎を危うくしてい

第27表 対ヨーロッパ、合衆国との輸出入推移 (単位：千円)

	ヨーロッパ		合衆国	
	輸出	輸入	輸出	輸入
1885	9,966	16,269	15,639	2,751
1886	15,133	17,369	19,992	3,359
1887	15,068	26,480	21,529	3,283
1888	25,455	39,830	22,618	5,649
1889	25,204	36,340	25,283	6,143
1890	15,467	39,516	19,821	6,875
1891	23,617	29,489	29,796	6,840
1892	24,832	32,642	38,675	5,988
1893	28,472	40,374	27,739	6,090
1894	31,290	56,580	43,324	10,983
1895	38,305	66,250	54,029	9,276
1896	35,379	90,376	31,532	16,373
1897	41,665	95,050	52,436	27,031
1898	34,615	104,770	47,311	40,001
1899	50,138	78,046	63,919	38,216

(資料)『日本貿易精覧』

ったのは周知の通りである。とりわけ、日露戦争以後の段階においては、国際収支経常勘定の赤字を埋合せるため、第28表のごとく外資輸入が激増している。前述のように、こうした状況は、第1次大戦の勃発によって、一変する。大戦期には、日本の国際収支は大幅な黒字を実現することになる。他方、交戦国は戦争の遂行のため、次々と金兌換停止や金輸出禁止措置を採用する。第29表からは、そのあらましが理解しうるが、こうした状況から国際金本位制の崩壊が齎される。1917年9月7日には、とうとう米国も金輸出禁止措置をとる。米国の金輸出禁止措置によって、日本はそれ以降国際収支尻の黒字の決済を金流入により行なうという道をたたれ、国外に在外資金を累積せざるをえなくなる。このように日本には金流入の道がたたれる一方で、日本から金流出を齎す

第28表 外資輸入現在

高推移

(単位：百万円)

1897	43
1898	43
1899	141
1900	141
1901	141
1902	195
1903	195
1904	422
1905	1,414
1906	1,337
1907	1,401
1908	1,458
1909	1,561
1910	1,777
1911	1,767
1912	1,854
1913	1,970
1914	1,979

第29表 主要国金本位制離脱状況

国名	金兌換停止	金輸出禁止
ドイツ	1914・8・4	1915・11・13
フランス	1914・8・5	1915・7・3
イギリス	法律上の停止なし	1919・4・1
イタリア	従前より事実上停止	1914・8・6
スイス	1914・7・30	1915・7・16
オランダ	1914・8	1914・7・31
スウェーデン	1915・5・11	1914・7
ベルギー	1914・8・3	1915
ノルウェー	1914・8・4	1914・8・11
アメリカ	停止を行わず	1917・9・7
日本	法制上の停止を行わず	1917・9・12

(資料) 日本銀行調査局『国際金本位制の研究』1954年(『日本金融史資料 昭和編』第20巻、所収) 319頁。

(注) 各年末。

(資料) 『明治以降主要  
経済統計』

可能性が存在していた。その可能性とは、インド棉花輸入資金問題、および上海・香港銀相場の上昇に対する投機的な金需要の問題といわれていた2つの問題によるものである。<sup>(9)</sup>これらの問題の存在により、米国の金輸出禁止の後、もし日本が金輸出を禁止しないままでは、国際収支尻全体としては黒字を維持しているにもかかわらず、金が対外流出する可能性が与えられた。そこで「従来米国ヨリ本邦ニ輸入セル正貨ハ日々巨額ヲ算セル一方ニ本邦ヨリ支那、印度へ輸出サルム高モ亦尠カラサルヲ以テ本邦ニ於テモ自衛ノ必要上金貨地金ノ輸出及金塊鑄潰ノ禁止ヲナスコトニ決定シ十二日之カ発布ヲナセリ」<sup>(10)</sup>と、9月12日に米国の措置に対応して日本も金の輸出禁止措置をとることになった。この措置が、そもそも金解禁問題が発生する出発点となったのである。

ところで、1917年9月の日本の金輸出禁止措置について、当時寺内内閣の蔵相であった勝田主計は「要するに世界大戦の戦局混沌、ロシア革命等で世界を挙げて大不安裡にあり、各国とも金その他の輸出禁止をやるといふ有様だから、吾国も将来の有事に備へるために金の輸出禁止を断行したといふのが真相なのである」<sup>(11)</sup>との回顧を行なっている。この回顧にある内容を説明するものとして、1917年11月15日の大阪経済会における勝田蔵相の演説は興味深いものがある。<sup>(12)</sup>「国際収支及米国の金輸出禁止問題に就て」という演説の中で、勝田蔵相は「……。幸ひに、朝野苦心の結果、今日に於いては我内地に相当巨額の正貨を蓄積するを得たが、この蓄積せられたる正貨の保有維持に対しては、戦時並に戦後に対する財政政策の一として、朝野の共に努力せざるべからざる所なり。……我内地正貨の充実は我財界の安定を維持すべき一緊要事たるのみならず、又戦後に於いては交戦各国が、今日発行せる巨額の紙幣を整理し、兌換の基礎を鞏固ならしむる為に、一種の正貨吸収戦争を開始し、正貨吸収の益々困難なるに至るべく…。尚又之を対支関係より論ずるも、其の必要の一層大なるを見るなり…。この意味に於いて、支那を経済上指導誘掖するの要切にして、之が実際的方法としては、已に述べたるが如く、対支投資を促進せざるべからず。而して、対支投資を充分ならしめむがためには、我国正貨の充実を、必要の

条件となすべきなり」云々と、述べている。こうした蔵相の考えの背後には、当時の帝国主義的な世界環境のなかで、日清・日露戦争を経験し、第1次大戦への日本の参戦やロシア革命の勃発といった世界やアジアの情勢に対する政治的・軍事的な配慮があったと思われる。しかもそうした政治的・軍事的配慮は、しばしば高橋是清に代表させられる当時の「重金主義」的な思想と結びついていて、それ故、単に金の対外流出を恐れるという政策でなしに、寧ろ積極的に金の流入を図るといふ政策—つまり「正貨吸収」政策—が展開されたのである。そして、そうした政策の展開によって齎された内地正貨の蓄積は、とりわけ中国大陸に対する帝国主義的な対外進出を保障する基礎としてとらえられ<sup>(13)</sup>ると同時に、寺内内閣にあってはとりわけ重工業を中心とする産業の発展に利用する方策としての位置づけを与えられる<sup>(14)</sup>。大戦期に累積した内地正貨には、このような意義が与えられたため、大戦終了後米国が金輸出解禁措置を実施した時点で、国際収支面からは日本にとって解禁に何らの障害もなくなったのにもかかわらず、金解禁を行なわず、問題を1920年代へと持越すことになったのである。

- (4) 1897年3月「貨幣法其他附属法案」が議会で提出され、3月26日新貨幣法が公布され、10月1日から実施された（「貨幣法（法律第16号）」の条文その他については、日本財政経済研究所『日本金融財政史』1957年、60—2頁、参照）。なお、1884年7月1日施行の「兌換銀行券条例」にも改正が加えられ、その第1条で「兌換銀行券ハ日本銀行条例第14条ニ拠リ同銀行ニ於テ発行シ銀貨ヲ以テ兌換スルモノトス」、第2条で「日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ相当ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ」と規定されていたのに対し、1897年10月1日施行の「兌換銀行券条例改正追加ノ件」では、第1条の「銀貨」が「金貨」に改められ、第2条には「但銀貨及銀地金ハ引換準備総額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス」という但書が加えられた（両法律条文については、前掲『日本銀行80年史』416—8頁、を参照）。
- (5) J. L. Laughlin, *Money, Credit, and Prices*, Vol. I, 1931, p. 514 の表を参照。
- (6) G. F. Warren and F. A. Pearson, *Gold and Prices*, 1935, p. 281.
- (7) 1897年1月大蔵大臣が、幣制改革の機至れりと認め、その実行方法について、大蔵次官田尻稻次郎・主計局長松尾臣善・主計官阪谷芳郎・書記官添田壽一に調査の

内命を下したのに対し、同月29日添田壽一の起草に係る「金本位施行方法」と題する復命書が提出され、その第1章で「本位改正ノ理由」として「方今物価ハ益々騰昂ノ傾向アラントス。抑々我邦ノ物価ニシテ之ヲ金貨ニ換算シ、金貨国ノ物価ニ比シ尚低廉ナルトキ、即チ物価ノ騰貴未ダ金価騰貴ノ度ニ達セザル間ハ、我邦ノ輸出貿易ハ金貨国ニ向テ奨励セラレ、又其結果トシテ農商工業ノ発達ヲ促シ、併セテ勞力者・職工等ノ需要ヲ増加スベキコト、前数年ニ於テ実験セル所ノ如シト雖モ、物価ノ騰貴進ンデ止マズ、遂ニ金価騰貴ノ割合ヲ超ヘテ上ルトキハ、勢金貨国ニ向テノ輸出ハ漸次減退シ、却テ彼ノ輸入ヲ増加セザルヲ得ズ。…。要スルニ銀価下落ノ為ニ我邦ノ享ケタル利益ハ漸ク減減シテ、將ニ其幣ニ堪ヘザルモノアラントス。是ニ於テカ我邦ハ最早銀本位ヲ維持スルノ必要ヲ見ズ。」(『明治大正財政史』第13巻、63—4頁)と述べられている。

- (8) もっとも金本位制を採用した政策当局者の意識は、1917年11月1日の東京銀行集会所に於ける金貨本位実施満20年記念会での阪谷芳郎の「私が金本位の採用を主張致したのは、世界が金であるから松方老侯にお話を致しました。松方老侯も亦、さうだよ、学者が何と云っても世界の英吉利なり亜米利加なり、算盤の明るい連中が金を採用して居るのだから、学者が何と云っても此方が得に相違ない、損なら、あの算盤高い英吉利人なり亜米利加人が採用する気遣ひはない。」(『日本金融史資料 明治大正編』第17巻、680—1頁)という発言にも象徴されるような、後進資本主義国の政策当局者のそれであった。
- (9) 印棉問題については、前掲『欧州戦争ト本邦金融界』(『日本金融史資料 明治大正編』第22巻、所収)238—41頁、『明治大正財政史』第17巻、646—51頁、等参照。なお、井上準之助は、前掲『戦後に於ける我国の経済及び金融』で「そこで亜米利加が金の輸出禁止を致しますと同時に、棉が必要ならば、日本から金を持出して棉を買って来なければならぬ状態であったのであります。従て此の事柄は余程考への中に入れて寧ろ日本も金の輸出禁止をした方がよかろうといふことで、其の時に此の処置をとった」(『井上準之助論叢』第1巻、196頁)と印棉問題を重視しており、明石照男は「それで日本も、これは米国が禁止したら大変なことだ。先程申すやうに支那には上海などに思惑師があつて、さなくとも日本の貨幣をいちるので、又日本の金がその方へ持出されて行くことになるかも知れない。」(同氏講述『大正銀行史概観』1937年、33頁)と、上海などの投機を重視している。
- (10) 「日本銀行調査月報」大正6年9月号(『日本金融史資料 明治大正編』第20巻、所収)836頁。
- (11) 『朝日経済年史』昭和4年版、339頁。

- (12) 『財政経済25年誌』第6巻, 401-6頁, 参照。
- (13) 上述の勝田主計の発言や, 高橋是清の「たしか大正8, 9年のころかと思ふ。…その当時の吾が朝野の対支意見は, 今から思へば, 可成り積極的, アグレッシブなものであった。しかし私は武力的侵略には反対であった。…。一度英米が支那を経済的に征服してしまへば, 武力的征服の場合と違ってこれを覆へすことは容易の業ではない。日本はどうしても列国に先立って, たとえ列国と借款団を組織するにしても, その借款団をリードする立場に立たねば駄目だ。かう考へて, 私はどうしてもこの際5億や6億の金は内地に余分に備へて置かねばならぬと思った。」(『朝日経済年史』昭和4年版, 342-3頁) という回顧談を参照せよ。
- (14) さしあたり, 斎藤寿彦「第一次世界大戦期における『正貨の産業資金化』政策」(『三田商学研究』19巻4号, 所収) を参照せよ。

## ② 米国の金輸出解禁から関東大震災に至る時期

第1次大戦終了後間もなく, 1919年6月には米国が金輸出解禁措置を実行する。ところで, この1919年の時点においては, 貿易ははやくも入超へと転化していたものの, 貿易外経常収支の受取超過はなお巨額を算していたから, 日本の国際収支尻全体としてはなお黒字を維持していた。それにもかかわらず, 日本の政策当局は米国の金輸出解禁以降も, 金輸出禁止を続行しつつ, 大戦期に累積した在外資金を内地正貨に振りかえて, 内地正貨の増加を図ったことは前述のとおりである。そのような状況であったから, この時期「金輸出禁止を<sup>(15)</sup>実行したる主たる理由は殆ど解消」したため, 金解禁が「余り世間の問題ではな<sup>(16)</sup>かったのでありますが, 当局者の間には相当に問題であった」という形で登場し, この時期が金解禁問題の第1期をなしている。1918年9月に成立していた原敬政友会内閣(高橋是清蔵相)は, 当局者間で問題とされた金解禁論を採用するに至らず, 結局金輸出禁止を継続する。その背景には, 原内閣による内外の積極政策があったと思われる。原内閣は, 1919年度の予算編成方針について, 高橋蔵相が「本年度の歳計は実に未曾有の巨額に達して居る<sup>(17)</sup>」と発言しているように「国防の充実, 教育の振興, 産業の奨励及交通々信機関の整備<sup>(18)</sup>」という4大政綱を中心として対内的に積極方針をとりつつ<sup>(19)</sup>, 対外的には中国大陸



に対する帝国主義的進出を準備していたのである。内地正貨の充実はそうした政策の展開の基礎として想定されており、そのために原敬内閣は金輸出禁止を継続する。それに対し、井上準之助は「私は経済上の立場から云へば、當然金の輸出解禁を為すべきものと考えて居った」と語っているように、後に金解禁断行が次第に困難となっていったため、この時期が金解禁断行にもっとも適した時期だと見なされるようになった。<sup>(20)</sup>そのため、「我国に於ても若し此の大正8年の垂米利加の金輸出禁止を解いた時分に、金の輸出を自由にし、経済を自然の調節に任かして置いたならば、戦後に於ける非常なる財政の膨脹、或は熱狂的好景気と云ふやうなものを阻止することが出来て、其の後の莫大なる輸入超過と云ふやうなものも見ずに済んだのではないかと思はれる」<sup>(22)</sup>とか「併しながら今日に於て思ふに、斯様に円の騰貴に苦しめる際に、若しも政府に経済界の前途を達観し得る人があったら、早く金輸出解禁の時期に就て考慮すべきであった。何となれば世界戦争は大正7年(1918)11月休戦した。而して米国は翌年6月26日金の輸出を解禁した。若し此の折我が国も亦金の輸出を解禁したなら、少くも昭和6年(1931)世界的に再び通貨問題の紛糾を来すまで、我が

第30表 東京卸売物価指数表

1920.1	398.0	1921.1	265.8
2	414.6	2	258.0
3	425.3	3	253.0
4	397.3	4	251.1
5	359.7	5	252.7
6	327.7	6	253.9
7	316.6	7	259.8
8	311.0	8	263.5
9	305.0	9	273.5
10	298.5	10	289.8
11	292.7	11	283.3
12	272.0	12	277.0

(注) 日本銀行調、1900年3月を基準とする指数。

(資料) 『金融事項参考書』

国は金解禁問題で余計の苦しみを嘗める必要なく、而してかの大正8年から9年春期に至る常規を逸した好景気と之に伴ふ貿易の大入超を避け、早く我が財界は平時の常態に復し得たに違ひなかつた<sup>(23)</sup>という批判を招くことになったのである。

ともあれ、1919年6月米国の金輸出解禁以降も、日本は金本位制を復活させることなく、金輸出禁止を継続し、翌20年にかけて、空前の思惑的・投機的な戦後ブーム

期を経過する。ところが、1920年3月以降の反動恐慌の勃発は金解禁を実行不可能にする。前述のように、この反動恐慌の勃発に対して、政府・日銀は積極的な資本救済策を採用し、それが救済インフレーションの作用を果たした。第30表によると物価水準は、1921年4月を底に再び上昇し、21年下半期にはいわゆる中間景気さえ齎されている。このように、反動恐慌後においても、救済インフレーションとの関連で物価が十分な低落を示さず、そのことが当時貿易の巨額の入超の原因とされ、<sup>(24)</sup>「わが物価の国際的割高調整問題が沸騰し、その対策の中核として、大正10年及び11年に至り、金解禁問題がはじめて財界の重大課題として登場した」<sup>(25)</sup>のである。これが、金解禁問題の第2期となる。

1922年6月に成立した加藤友三郎内閣(市来乙彦蔵相)は、大戦期から大戦後にわたり継続されてきた積極財政を明確に転換し、その基本政綱として、軍備の制限又は縮小を主たる目的とし、これに関連して一般行政および財政整理を行い、もって歳計を緊縮し、国費の節約を期せんとする。<sup>(26)</sup>加藤内閣は、こうした緊縮財政への転換を意図する一方、それに加えて、1922年8月18日に在外正貨を兌換準備より除外することなどを含んだ合計19項目からなる物価調整策を発表する。さらに、この物価調整策には含まれていなかった金解禁問題について、<sup>(27)</sup>民間有力者との懇談会を9月7日、8日に開催する。この懇談会においては、当時の市来蔵相が後に語ったところによれば、「右の懇談会において武藤山治君が解禁即行論の急先鋒でありまして、出席者の間に種々の議論が取り交されましたが、結局大勢は、解禁の必要は十分認めつつも、今直にやることは時期尚早であるといふことに傾きました。」<sup>(28)</sup>という空気で、9月16日市来蔵相は以下の声明を発表する。「金の輸出禁止は元来戦時に採用せられたる変態的の措置なるを以て成るべく速にこれを解除して経済の常道に復せしむべきは論を俟たず、然りと雖も今日を以て此の解除を行ふに適當なる時期と為すや否やに就ては慎重の考慮を要するものあり……、仍って政府は今日輸出禁止を解除するを適當ならずと思惟するも内外経済状態今少しく安定し解禁の為め我財界に急激なる変動の生ずる虞なしと認めらるゝ時期到来せば速にこれが実行を期せんとす…」<sup>(29)</sup>と。この声明の真意は、市来蔵相及び小野理財局長によってなされ

た補足的説明が、「…、政府としては為替が回復して解禁に依る打撃の尠くなる期の到来するのを希望し之を助長する方針である<sup>(30)</sup>」となされていることから明らかである。要するに、政府の意図としては、貿易状態の推移を見守りつつ、当時横浜銀行建対米為替相場が48ドルであったから、在外正貨の払下げにより為替相場を決定平価に近づけた上で、解禁を実行に移すつもりであったと思われる<sup>(31)</sup>。ところが、この声明に対し、高橋是清は「世界各国が解禁しないのに日本独り解禁しても経済界の結束のない現状では解禁の悪い影響ばかり受けて馬鹿を見る位が落ちだから決して急ぐ必要はない<sup>(32)</sup>」と語っており、金解禁の動向そのものに批判的であった。こうした見解にも明らかなく、当時米国のみが金本位制への復帰を遂げている国際経済の環境においては、日本のみが続いて金解禁を実行しえないという、後進資本主義国の指導者に特有の考え方があったように思われる。しかもそうした考え方は、「要するに当時の解禁反対論は種々あったが、其の裏面に於ては当時の為政家が若し金の輸出を自由にしたならば、財界は不景気になるであらうと云ふことを心配したことが最も主なる理由であった<sup>(33)</sup>」という指摘にもあるように、1920年反動恐慌に対する救済政策以降決定的となった本格的な財界整理を回避することによって20年代「慢性不況」に対処しようという政策態度と結びついていたのである。このように、当時政友会総裁であった高橋是清を中心とした金解禁反対論の存在も<sup>(34)</sup>あり、為替相場が1922年9月の48ドルの水準から23年4月28日には49ドルへと上昇していったにもかかわらず、政府が金解禁の実行を見送っているうちに、23年8月末に加藤友三郎首相が突然死去してしまう。さらに9月1日には関東大震災が突発し、遂に政府は金解禁を実行する時期を失ってしまった。ところで、この時期日銀総裁であった井上準之助は、加藤友三郎内閣が金解禁を実行しなかったこと<sup>(35)</sup>に対し、後に「非常な失策」とか「あの時の処置は実に理窟の上から云って矛盾がありはしなかったか<sup>(36)</sup>」などという非難を行なっている。ともあれ、このように関東大震災以前の段階においては、政府当局内において意見の対立は存在したものの、結局金解禁は実行されえなかった。もし震災以前の時期において金解禁が断行されえた場合には、ある程度のデフレ政策、緊縮政策は当

然要求されるとはしても、それほどの根本的な対策は必要ではなかったであろうが、震災はそうした状況を大きく変化させる。もちろん、震災の打撃が単なる自然災害として金解禁断行を困難にしたというのではなく、この時期国際収支面で日本経済が陥りつつあった事態を急速に加速する役割を果たしたのにすぎなかったにせよ。

- (15) 前掲、明石『大正銀行史』158頁。
- (16) 前掲『戦後に於ける我国の経済及び金融』（『井上準之助論叢』第1巻、所収）198頁。これについて、真偽のほどは不明だが、前田繁一「金の輸出禁止から解かれるまで」（『改造』第12巻、第1号、『日本金融史資料 昭和編』第23巻、に所収）では、「山本達雄氏は井上、木村日銀正副総裁と協力して、金解禁を始め、戦後の財政経済政策なるものを調査立案し、之れを時の首相原敬氏、及び高橋是清蔵相に建策提唱したのであった、然しながら重金論者として名を轟かせた高橋氏が真向から反対し、原首相又景気の好い高橋氏の好景気持続論に賛して遂に金解禁論を採用するに至らなかった。」（125-6頁）と説明されている。その評価については、解題4頁を参照せよ。なお、西野喜与作氏は「金解禁のことを一番初めに唱えたのはご承知のとおり木村清四郎氏（日本銀行副総裁）であったと思います。…アメリカの解禁を好機会として解禁説を主張された。井上（準之助）日銀総裁、高橋（是清）大蔵大臣と激論されました。そのとき高橋さんも井上さんも反対したから実現はしなかった。」（大蔵省大臣官房調査企画課『大蔵大臣回顧録』1977年、158頁）と主張されている。
- (17) 1919年4月23日の第20回関西銀行大会での演説。高橋是清遺述『高橋是清経済論』1936年、457頁。
- (18) 同上。
- (19) 原内閣の「積極財政」については、さしあたり、前掲『講座日本資本主義発達史論Ⅱ』206-23頁、を参照せよ。
- (20) 前掲『戦後に於ける我国の経済及び金融』199頁。
- (21) 例えば「この時は今から考へて見て、11年間前後を通じて最好最適の金解禁断行期であったと思はれる。」（『朝日経済年史』昭和4年版、340頁）という評価がある。
- (22) 前掲、山室『金解禁を中心とする我国経済及び金融』93-4頁。
- (23) 石橋湛山『日本金融史』1936年、229-30頁。

- (24) 前掲、高橋『大正昭和財界変動史』(上) 447-9頁、を参照せよ。
- (25) 『大正昭和財界変動史』(中) 861頁。
- (26) 加藤友三郎内閣の行政および財政整理について、詳細には、鈴木憲久『最近日本財政史』1929年、105-264頁、を参照せよ。
- (27) この間の金解禁問題について、詳細には、前掲『金輸出禁止史』124-6頁、『昭和財政史』第10巻、160-2頁、等を参照せよ。
- (28) 『朝日経済年史』昭和4年版、345頁。
- (29) 『日本金融史資料 昭和編』第21巻、389頁。
- (30) 同上。
- (31) 市来蔵相は、「私のつもりでは、対米為替相場が法定平価たる49ドル85セントに近づき、しかも貿易状態がこの為替相場を安定させるに足るといふ見込みがついた時には、金解禁をいよいよ断行しやうと決心してをった」(『朝日経済年史』昭和4年版、346頁)と、後に回顧している。
- (32) 東京朝日新聞、1922年9月17日(『日本金融史資料 昭和編』第23巻、660頁)。
- (33) 山室宗文『我国の金融市場(続編)』1928年、26頁。
- (34) この時金解禁が不可能であった事情として、市来蔵相は「ところが12年の上半期も過ぎ、下半期に入りましたが、どうしたことか貿易の状態が思ったほどよくならない。…。前にいったように貿易状態の好転するのを見定めてからではないと解禁はできないから、それを待ってゐる内、8月となりその月末には加藤首相が突然亡くなられた…」(『朝日経済年史』昭和4年版、351頁)と貿易状態にその原因を求めている。なお、井上準之助は、一部の新聞がいよいよ金解禁が断行されることに決定した旨報道したことをその原因の一つとして指摘している(同上書、379頁、参照)。
- (35) 前掲『戦後に於ける我国の経済及び金融』203頁。
- (36) 前掲『我国際金融の現状及改善策』97頁。

### ③ 関東大震災以降の時期

1923年9月1日の関東大震災の勃発は、日本資本主義に対して甚大な被害を与えた。この震災により、加藤友三郎内閣の市来蔵相が意図していた金解禁の断行は、当然のことながら、実行不可能となってしまふ。実際、貿易収支は、1923年には6億1,700万円、24年には7億3,000万円という巨額の支払超過となり、貿易外収支臨時項目は、23年には2億1,500万円の、24年には2億5,600万

円の受取超過へと転化してしまい、ここに日本は第1次大戦以降始めて再び資本輸入国への再転換を遂げることになる。こうした国際収支の逆調化から、対外為替相場は大崩落する。正金銀行建対米為替相場は、震災発生時の49ドルが12月に47ドル4分の3へと低落して以降、1924年に入りさらに暴落し、10月にはついに38ドル2分の1となる。このような為替の暴落期に、為替回復のための金解禁論が主張されることになり、これが金解禁問題の第3期をなす。

こうした外国為替相場が大暴落を遂げているこの時期における金解禁論の主張は、原料棉花を輸入に依存している紡績資本がその先頭にたったのは当然としても、<sup>(37)</sup>震災以前のものとは様相を異にし、より複雑化している。すなわち、1924年3月以降「東洋経済新報」を中心にして主張された新平価<sup>(38)</sup>解禁論を別とすれば、金解禁の断行を主張する場合には旧平価解禁を想定しているから、その当時事実上は円の平価切下げがなされていたことを考慮すると、相当なデフレショックを日本経済に対して与えざるをえないことになる。そのため、金解禁の方法として、即時断行論と時期尚早論という分類では整理しきれない種々の<sup>(39)</sup>解禁論が登場する。そのような解禁論としては、山本達雄に代表される期限付金解禁論、それとほぼ同一とみなされうる武藤山治に代表される予告付金解禁論、山室宗文に代表される部分的解禁論（為替相場解禁論）などを挙げることができよう。このような主張は、それぞれ金解禁即行論に対して、為替相場が暴落を遂げているこの時期に急激なショックを日本経済に対して与えることの不利益を指摘したものに他ならない。ところで、この時期金解禁に絶対反対という立場をとっていたのは、高橋是清やそれに同調する政友会のグループや神戸派といわれていた松方幸次郎や金子直吉らの一部にすぎず、「金解禁にして早晚避くべからざるものとすれば、為替相場の回復・物価の低落・緊縮整理の三つが因果関係を持して、何らか経済界に相当の影響を及ぼすに相違ない。故にこれに対して公私経済共に必要なる準備工作を講じなければならないと云ふことは一般の認めて居た所である。」<sup>(40)</sup>という状況であった。つまり、金解禁の断行のためには、震災後の為替相場の暴落、反動恐慌以来のとりわけ関東大震災に対してなされた救済インフレーションの影響による通貨膨脹、反動恐慌以来

持越されてきた財界の整理の不徹底といった問題に対して、政府が何らかの処置を迫られていたのである。そこで、関東大震災以降、政府がどのような政策的対応を示したのかということについて、概観してみよう。

震災勃発さなかの1923年9月1日に成立した第2次山本権兵衛内閣(井上準之助蔵相)は、救済善後処置におわれ、金解禁に対して何らの施策をも実行しえない。外国為替相場の状況も、震災後暫くとりつづけてきた対米49ドル維持策を12月5日には放棄せざるをえず、さらに翌6日には、在外正貨の払下げを原則としては実行しないという声明を出し、円の対外為替相場を暴落させる発端となる。続いて、1924年1月7日には清浦内閣(勝田主計蔵相)が成立する。清浦内閣は、震災後復興需要のため貿易の入超が増加し、為替相場が下落する傾向であったのを阻止しようと、1924年1月16日には、1億円の財源で絶対必要な輸入品に限り正貨を払下げるという在外正貨払下緩和方針<sup>(41)</sup>をとり、2月には「国辱公債」といわれた英米外債を募集するなどして、対米47ドル半の為替維持策をとる。ところが、こうした為替維持策も市場の実勢に抗することはできず、遂に3月14日に為替維持策が放棄され、それ以降為替は前述のような大崩落を迎える。このような状況では、政府が大規模な経済調査機関として設立した帝国経済会議の金融部会における諮詢第1号の外国為替改善策及金銀輸出解禁の時期如何に対する答申案の中に「金銀の輸出解禁は之が為め一時に巨額の正貨を流出し、為替相場の急激なる変動を惹起する等一般財界に異常なる変化<sup>(42)</sup>を与ふるが如きことのなき時機に於て之を実行すること」とあったのに対し、清浦内閣は、「右の答申案に本づいて金解禁に導く何等の具体案を樹てる暇もなく<sup>(43)</sup>」総選挙の結果が与党に不利であったため、6月7日内閣は総辞職となる。かくして、第2次山本内閣に続いて、清浦内閣も金解禁に対する何等の具体策もとりにえぬまま、1924年6月11日には護憲三派連合内閣の第1次加藤高明内閣(浜口雄幸蔵相)が成立する。

第1次加藤内閣が成立した時期には、対米為替相場が4月から5月にかけて一時正金建値40ドルにまで崩落を遂げたのち、6月5日には40ドル2分の1と回復へと向かいつつある時期であった。そして、6月25日には41ドル2分の1

に達したのち、9月半ばまで41ドル台を維持していた。ところが、1924年には上半期の貿易の入超幅が6億6,400万円とまさに未曾有の規模に達した上、下半期の回復も僅かであったから、それ以降為替相場は下落し、10月18日には遂に38ドル2分の1という大崩落となってしまう。このような為替崩落のため、ついに加藤内閣は11月1日大蔵省声明により、それまでの造幣価格による金売却に代え、為替相場を標準とする時価によって金売却を行なうという措置を取り、事実上円の平価切下げを実行する。さらに、浜口蔵相は11月21日全国手形交換所連合懇談会の席上で、低落していた為替相場に対し、「為替相場の低落を防止し、其の安定を期する為め、臨機有効なる方策を実行する方針なり。而して其の方策の一としては、必要の場合に於て現在保有の内外正貨を利用し、<sup>(44)</sup>為替調節に資するの決心を有す」と発言し、在外正貨のみならず内地正貨をも利用した為替安定策を打出すに至った。また金解禁について、同月26日に第23回関西銀行大会で「抑も金輸出解禁は経済の常道に復帰する所以なるを以て、政府に於ても一日も速にその実現の時期到来せむことを希望して止まずと雖、目下我国の財界は反動の創痍未だ癒えず。震災の打撃尚深く、就中為替相場の低落今日の如く著しき場合に於て、遽に金の輸出を自由ならしむるときは、必ずや為替相場の激変を来し、金は滔々として海外に流出し、その結果急激なる通貨及信用の収縮となり、国内の金融、産業、貿易その他財界全般に亘り大波瀾を惹起し、国民経済の根幹に甚大なる打撃を與ふるの虞あり。故に政府は今日未だ解禁を実行すべき時期に非ざるものと認む。」<sup>(45)</sup>と発言しており、時期尚早という見解を示している。ところで、政府がこれ以上の為替の低落に対しては人為的挺入策の必要を認めるという態度をとったため、為替相場は1925年2月上旬まで正金建値対米38ドル2分の1を維持した後、上昇をし始め、その間海外からの投機筋の介入やその他相場に不利な状況の発生により、一高一低しつつ、9月迄40~41ドル台を上下する。さらに、政府は、1925年9月から翌年1月に至るまで、浜口蔵相の声明にあった内地正貨の現送を実施することになった。この内地正貨の現送は、日本の金解禁断行への思惑を齎し、ニューヨーク・上海筋からの円の思惑買を引起し、為替相場はより一層の上昇となる。



正金建対米相場は、1926年2月16日には45ドルにまで達する。ところが、こうした外国為替相場の急騰は、それが日本経済に与える影響が大きかったため、大蔵省は2月20日「…正貨現送ノ目的ハ既ニ屢々声明セル如ク政府ノ外国債ノ元利払其他ノ對外支払ヲ為スニ当リ為替送金ニ依ルトキハ歳計上巨額ノ為替差損ヲ生スルヲ以テ成ルヘク之ヲ減少セントスル財政上ノ理由ニ出テタルモノニシテ金輸出禁止解除ノ前提又ハ準備トシテ行フモノニハアラサルナリ一般ノ誤解ヲ避クル為重ネテ声明スル次第ナリ<sup>(46)</sup>」という声明を發表し、内地正貨現送をも中止してしまった。このような措置は、金解禁に関する浜口蔵相の「金の解禁に関する政府の方針は、先づ以て財政経済上各般の施設に依り国民の努力と相俟て、財界の整理安定を図り、外国貿易の逆調を制し、實質的に我国際貸借を改善し、その結果として為替相場が平準に回復致し、金解禁の結果相場の激変を来すことなく、正貨の急激なる流出を伴ふこともなく、経済界に著しき波瀾を惹起すが如き虞がないと認めらるゝ場合に於きまして、且つ解禁後或は発生するところあるべき変動に対して必要なる準備を整へましたる上、始めて解禁を行はむとするものであります。」<sup>(47)</sup>という発言に充分窺われよう。つまりは、反動恐慌以降のとりわけ関東大震災に対する救済特融の回収が充分でなく、財界整理が不徹底であるという判断から齎されたものだと思われる。ところが、外国為替相場は2月以降も下落せず、対米相場は4月13日に46ドルとなった後、46～7ドル台の水準を上下している。そのような為替の高騰状況の中で、1926年6月1日に内閣改造が行なわれ、浜口蔵相に代り早速整爾蔵相が就任する。さらに、早速蔵相の死去に伴ない、9月13日には片岡直温蔵相が就任する。

ところで、この時期には世界的に再建金本位制への動向が進展しており、片岡蔵相にも後進資本主義国の指導者として、ヨーロッパ諸国がぞくぞくと金本位制への復帰を遂げている状況においては、日本も「世界共通の貨幣政策を採<sup>(48)</sup>る」べきだという事実認識があったと思われる。このヨーロッパ諸国を中心とする再建金本位制への過程については、複雑な問題を含むので、本稿では立ち入れないが、<sup>(49)</sup>1925年から26年にかけて世界的に金本位制への復帰が相次いでお

り、そのことが日本の政策当局者に金解禁への決意を促す要因となったのは疑いをえないであろう。

1926年9月に就任した片岡蔵相は、金解禁を意図し、一連の金解禁準備工作に着手することになる。<sup>(51)</sup> 先ず、10月以降内地正貨現送の再開を行ない、併せて在外正貨補充のため1926年10月発行の東京市五分半英貨債や12月発行の横浜市六分米貨債の手取金を買上げるといった措置をとる。さらに、第31表に明らかのように、1926年10月4日および27年3月9日と引続いて日銀の金利を下げ、<sup>(52)</sup> 低金利政策を採用する。こうした低金利政策は、一方では、円に対する思惑的資金の流入の制限を意図すると同時に、他方では、1924年6月に成立した第1次加藤高明内閣以来の財政整理の一貫としての国債整理という方針との関連を有するものであった。後者について、多少言及してみよう。加藤内閣は、民間経済に対する財政の圧迫を緩和する対策として、国債発行の減額に乗出し、1924年6月17日の大蔵省声明で、新規国債について政府が日銀に国債を発行させる場合、国債引受シンジケート銀行団に引受けさせる形の市場一般公募を停止させる措置をとる。<sup>(53)</sup> こうした国債の整理、非公募政策の採用は、1926年1月30

第31表 日本銀行金利表(単位:銭)

	国債を抵当とする貸付利子及び国債を保證とする割引歩合	国債以外のものを抵当とする貸付利子及び国債以外のものを保證とする手形割引歩合	商業手形	当座貸越及びコレスポデンス貸越利子
1918. 11. 25	1.80	1.90	1.80	2.10
1919. 10. 6	2.00	2.20	2.00	2.30
1919. 11. 19	2.20	2.40	2.20	2.50
1925. 4. 15	2.00	2.20	2.00	2.30
1926. 10. 4	1.80	2.00	1.80	2.10
1927. 3. 9	1.70	1.80	1.60	2.00
1927. 10. 10	1.60	1.70	1.50	1.90

(注) 日銀本店日歩。

(資料) 『金融事項参考書』

日に成立した第1次若槻内閣（第1次、第2次加藤高明内閣に引き続き1929年6月まで浜口雄幸蔵相、それ以降同年9月まで早速整爾蔵相、9月から片岡直温蔵相）にも継承され、さらに国債整理を推進するため、国債償還に関する新制度を併施することになった。<sup>(54)</sup>すなわち、国債整理基金特別会計法を改正（1927年4月1日施行）し、従来からの旧制度ではその財源如何に拘らず前年度はじめの国債総額の万分の116以上の繰入れをするものであったのに対し、それに加えて前々年度一般会計歳計剰余金の4分の1以上の金額を、新たに国債整理基金特別会計に繰入れることにしたものである。片岡蔵相の狙いは、このような国債の整理によって、民間部門への資金供給を増加させ、低金利政策との一貫性を保とうというものであった。片岡蔵相は、そうした措置に加えて、さらに金解禁断行を意図して、金融制度の改善や震災手形の整理に乗り出している。前者については、蔵相就任そうそう1926年9月に震災地銀行の整理のみならず日銀や特殊銀行の整備をも意図して、<sup>(55)</sup>金融制度調査会の設立を決定し、同月28日には同会規則を<sup>(56)</sup>発表する。後者の財界整理の最大の癌とされていた震災手形の整理については、前述のような経過を辿った。このような片岡蔵相の一連の措置は、1926年11月27日の関西銀行大会での演説中「…内外の情勢益々我国の金解禁の実行を速ならしむる為、必要なる準備を促進すべき時機に到達したと云はねばなりませぬ。」<sup>(57)</sup>という発言や、27年1月18日第52回衆議院本会議での「…而シテ金輸出解禁ノ実行ニ当リマシテハ、予メ其経済界各方面ニ及ボスベキ影響ヲ考慮致シマシテ、周到ナル注意ヲ以テ必要ナル各般ノ準備ヲ整ヘナケレバナラヌ…」<sup>(58)</sup>という発言などによって、それが金解禁断行の準備として実行されつつあったことが明らかなものとされ、外国為替相場はさらに上昇する。正金建対米為替相場は、蔵相就任当時の48ドルから、9月15日には48ドル4分の1、21日には48ドル2分の1、11月4日には48ドル4分の3となり、1927年3月4日には49ドルへと上騰する。かくして「昭和二年の春を迎へた頃には金解禁に対する反対論は殆んど影をひそめ、国を挙げて金解禁断行を期待するの有様であった。」<sup>(59)</sup>と、金解禁がいよいよ現実化すると思われた矢先の1927年3月15日東京渡辺銀行の休業発表以降、金融恐慌が勃発する。この金融恐慌の勃発は片岡

蔵相の金解禁断行の意図を完全に挫いてしまう。<sup>(60)</sup> 4月17日には、若槻内閣は総辞職し、20日に田中内閣（高橋是清蔵相）が成立する。高橋蔵相は、「金融恐慌ノ後始末ニ多忙ヲ極メ解禁問題ニ対シテ素ヨリ方策ヲ講究スルノ暇ナカリシハ勿論財界ノ実情亦解禁問題ヲ考慮スルノ余裕ナカリシ<sup>(61)</sup>」と、金解禁は不可能な状況となり、内地正貨の現送も中止される。金融恐慌が一段落した6月2日には、高橋是清に代り三土忠造が蔵相に就任する。三土蔵相は金解禁について消極的な方針をとり、1927年中には金解禁論はほとんど消滅してしまうという有様であった。

ところが、1928年初頭に至り、1月21日の添田寿一の第54議会での発言、さらに山本達雄の同月25日の東京銀行倶楽部新年晩餐会での演説などによって、再び金解禁が論議されていき、これ以降金解禁断行までの時期が、金解禁問題の第5期となっている。ところで、金融恐慌以降の外国為替相場の状況は、正金建対米為替相場の建値変更回数が1927年には67回、28年には90回にも達したことからも窺われうるように、動揺著しいものである。1928年には年初来46ドル2分の1から47ドルの間を上下していたが、1月以降貿易の入超幅が例年に比較して小さいという事情のほかに、3月には政友会と実業同志会との間の政策協定が結ばれるという情報が伝えられ、<sup>(62)</sup> 一時対米相場は48ドルにまで上昇する。しかし、政友会内閣の方針には変化がないことが明らかになるに従って、相場は再び漸落へと向かい、とりわけ5月3日には済南事件が勃発したり、6月に日本を除く世界の主要国のうち最後まで金本位制へと復帰していなかったフランスの金本位制への復帰など、円が上海筋など外国投機筋の対象とされる材料が発生するなどして、外国為替相場は著しく変動する。このように外国為替相場が動揺しつつ、低迷している状況に加えて、金融恐慌に対する救済特融により発生した日銀の通貨金融面の統制力失墜という事態が、この時期の金解禁断行にとってのより本質的な障害となっていた。前掲第19表に明らかなごとく、金融恐慌以降日銀の割引手形合計にしめる特融手形の比率は、急速に上昇し、1928年6月末には89%に達している。しかもこうした特融は固定貸となり、その回収がなかなか進展しない一方で、都市大銀行は巨額の遊資を抱え、

それを日銀に無利子で預金しておくという状況では、日銀にとっては通貨に対する統制力を失墜するという事態が齎されるのである。この当時、政策当局者は金解禁に踏切ることができない最大の理由として、この通貨に対する日銀の統制力失墜という事態を指摘している。すなわち、1928年5月15日第24回全国手形交換所連合会大会において、三土蔵相は、「…併しながら、財界の整理も為替相場の回復も、未だ充分なる程度には達して居りませぬ。加ふるに特別融通等の関係より日本銀行の通貨統制の機能も自ら阻礙されて居りますから、金の解禁を行ふ為めには、今後とも財界の整理と国際貸借の改善に努力すると共に、特別融通の善後処理を始め、日本銀行の機能回復に就ても、適當の措置を講ずることが緊要であると考え<sup>(64)</sup>ます。」と述べ、井上準之助日銀総裁も「…。目下の金融界は前にも申述べましたる如く、異常の変態的現象を現出して居りますし、又通貨の膨脹が容易であると云ふ事情に在るのでありまして、加之、之に対する日本銀行の通貨の調整力には、欠くる所があると云ふ状態に在るのであります。斯る状態の下に於きまして、俄に金の輸出解禁を実行致しますこと<sup>(65)</sup>は其結果を考へますと懸念なきを得ないのであります」と述べている。

このように、政府が時期尚早論を唱えるのに対し、民間の方では金解禁論が高まっていく。1928年5月25日には蚕糸業有志大会が開催され、金輸出解禁を決議し翌26日大蔵当局に建議する。その決議文では、「金の輸出解禁に依って為替の安定するまでは我国の蚕糸業は常に損失を蒙るべく運命づけられてゐるといって差支えない」と、為替の不安定によって蚕糸業は損失を蒙っているため、「われわれは政府當局においても明年5月1日を以ていよいよ金解禁断行の挙に出でんことを切望して止まない次第である。」という主張がなされている。蚕糸業は、原料を国内で自給し、製品のほとんどを輸出している産業であるため、本来為替の低落を有利とする。それにも拘らず、蚕糸業者さえもが、金解禁を主張することになったため、ここに金解禁論はより新たな高揚を迎える。6月22日には、大阪毎日新聞及び大阪朝日新聞両社経済部共同主催の下で、大阪クラブにおいて金解禁問題懇談会が開催され、そこで大部分の出席者から金解禁即行論又は速行論<sup>(67)</sup>が主張される。それ以降秋にかけ、各種団体からの金解

禁要求が出されていくが、政府は具体的な動きを示さない。もっとも、7月から8月にかけて外国為替相場が下落し、正金建値対米相場は8月17日には44ドル4分の3にまで下落するが、この時期には、政策当局者は以前よりやや積極的な姿勢をとったといわれる。<sup>(68)</sup> すなわち、8月21日付の東京及び大阪朝日新聞の経済面に掲載された「金解禁に対する日銀当局の観方変る」という記事には、従来金解禁反対論の根拠とされてきた特融の未回収について、日銀当局者の意見として「恐慌後日銀が約5億円の公債を売出して、市場の通貨の吸収に努めた結果、一流銀行の遊資も多く公債化してしまったから、もし是等の銀行が一旦資金が入用となれば、是等の公債を以て日銀から金を借りる外はない、しかもその時には日銀はその金利政策によって貸出方針の寛厳を自由に定め得る放に、今やいはゆる日銀の統制力は大部分回復されたといつてよい。」<sup>(69)</sup> とあった。さらに、同月24日の新聞には「即ち当時(1928年5月15日の全国手形交換所大会での演説一筆者)自分が発表した解禁の条件としては、1. 財界の整理、2. 国際貸借の改善、3. 特別融通善後処理により日銀の機能回復、4. 為替相場の回復、以上4つの条件が有力なるものとして掲げてあるがその後右の中第4の為替相場の回復の外はいづれも著るしく改善または進捗せられ今や金解禁の条件は大体において為替相場の一点に集中して来てゐるといへる状態となつて来た…出来るだけ早く金解禁を実現するのが現内閣の方針であることをこゝに言明する次第である」<sup>(70)</sup> という三土蔵相の記者会見が掲載されている。また、9月1日の大震災5周年忌に際し「震災と財政経済」と題する講演において、三土蔵相は「昨今新聞紙で御覧になつて居るやうに、金解禁といふことが非常に喧しい問題となつて居るのであります。…支那問題さへ解決すれば、私は日本の財界は良くなると思ふ。良くなれば為替相場は上つて来る。金解禁も出来る。さうなつて始めて大震災の影響から脱却出来る。さういふ考へで勉強して居りますが、…」<sup>(71)</sup> と言明している。ところが、政府・日銀ともその後金解禁への具体的な対応を示さないが、民間の側からの金解禁要求はより激しいものとなつてくる。10月に入り、東京商工会議所役員会、東京手形交換所経済調査会、日本外材輸入協会連合会などから金解禁断行の決議や声明が上げられている。

それらのうち最も影響力も大きく、当時の金解禁即行論の代表的なものとなったのは、1928年10月22日の東京および大阪の手形交換所組合銀行の「政府ハ即時金輸出禁止ヲ解除セラルヘシ」という建議<sup>(72)</sup>である。銀行資本のそうした主張<sup>(73)</sup>の背景には、金融恐慌以降進展した金融緩慢と銀行集中という状況によって、とりわけ大銀行が過剰資金を抱えることになり、遊資の処分の道を対外投資に求めようとしたことがある。そこで大銀行は「金輸出禁止を桎梏と感ずるにいたり金輸出禁止以来はじめて公然と金解禁を主張する」<sup>(74)</sup>に至ったのである。ところで、こうした金解禁論の高揚に対し、第32表の1928年11月の日本工業倶楽部の調査に明らかなように、鉱工業に従事している産業資本を中心に解禁に消極的な態度を示しているものが多かったのも事実である。その原因となっているのは、震災手形に代って財界の癌と称せられていた特融の回収が進展していないことに象徴されている財界整理の不徹底によるものであり、多くの資本は金解禁によって生じるデフレーションに耐えうる力を具備しえていないと判断したのであろう。そしてこうした経済界の実状においては、田中内閣としても、政友会に伝統的な積極政策を放擲して緊縮政策への転換を図るのは容易な業ではありえなかったと思われる。1928年10月末に編成された29年度予算は、<sup>(75)</sup>前年度実行予算額と比較して4,400万円増加した17億5,300万円と決定されたが、これにより田中内閣が金解禁断行のために必要とされた緊縮政策を採用しえなかったことが明白となった。さらに、1928年11月13日の関西銀行大会における三土蔵相の演説<sup>(76)</sup>においても、金解禁断行についての決定的な意見はみられなかった。かくして、政府の側からの決定的な金解禁断行のための対応がとられぬまま1928年を経過することとなり、外国為替相場の動向も、正金建値対米相場が10月には一時47ドル2分の1にまで上昇していたものの、45～6ドル台に低迷したまま年を越すことになる。

1929年に入り、野党民政党が1月21日の党大会で金解禁の実現を政策の一つとして決議するに至るが、政府の側からは第56議会での三土蔵相の演説・発言<sup>(77)</sup>などで明らかになるように、金解禁断行の時期について明確な見解が与えられず、為替相場は漸落していく。3月28日には従来から政府が金解禁の条件とし

第32表 金解禁に対するアンケート調査

主 業 種	即 時 解 禁	一定の条件の下 に速に解禁	解禁反対, 尚早 又は同趣旨
商 業 関 係	13	11	4
銀 行	5	1	1
保 險	2	1	—
信 託	1	1	—
証 券 売 買	1	—	—
海 外 投 資	2	—	1
貿 易	2	6	—
鉄 道	—	1	—
海 運	—	1	2
鉱 工 業 関 係	11	18	21
生 糸 及 絹 紡	2	—	1
綿 業	1	2	3
毛 糸 紡 績	—	3	—
電 機	—	—	2
機 械	1	—	1
製 紙	3	—	1
窯 業	2	1	2
その他化学工業	—	4	1
製 糖	—	2	2
飲 食 物 製 造	1	—	1
茶, 林業, 樟脳	—	—	1
電 気	1	1	—
石 油	—	2	—
石 炭	—	1	1
金 属 製 錬	—	2	5
多 数 商 工 業 関 係	2	4	3
総 計	26	33	28

(注) 日本工業倶楽部1928年11月の調査, 回答総数99通中意見の明示なきもの12通を除き87通に付調査。

(資料) 『日本金融史資料 昭和編』第23巻, 688—9頁より。



ていた済南事件が解決するが、政府は具体的な対応を示さない。この間、三土蔵相は4月頃から金解禁の意向を持つようになったといわれている<sup>(78)</sup>。しかしながら、5月30日の郷誠之助・団琢磨・井上準之助と三土蔵相との懇談後の蔵相の非公式声明では「…、金解禁問題に対する政府の方針については、世界の一部に多少の誤解があるやうですが、政府の方針は私が度々公開の席上において声明せる通りで、何等変るところはありません<sup>(79)</sup>」とされている。ともあれ、田中内閣は金解禁について何らの手を施しえないうち、政変によって1929年7月2日には内閣瓦解となる。正金建対米為替相場は、6月29日にはとうとう43ドル台へと崩落を遂げていた。

1929年7月2日には、浜口内閣（井上準之助蔵相）が成立し、9月にはいわゆる「十大政綱」が発表される<sup>(80)</sup>。その第8項には「金輸出ノ解禁ハ国家財政及民間経済ノ建直シヲ為ス上ニ於テ絶対必要ナル基本的要件タリ。而カモ之レガ実現ハ甚シク遷延ヲ容サズ。上述財政経済ニ関スル諸項ハ皆ニ我財政経済ヲ匡救スル上ニ於テ必要欠クベカラザルノ要件タリ。政府ハ斯ノ如ク諸般ノ準備ヲ整ヘ近キ将来ニ於テ金解禁ヲ断行セムコトヲ期ス。是レ即チ我財界ヲ安定シ其ノ発展ヲ致ス唯一無二ノ方途ナルヲ信ズ」と述べられており、井上蔵相は就任早々から金解禁準備に着手する。浜口内閣の一連の金解禁準備政策やその過程については、後述の通りであるが、いよいよ1929年11月22日には大蔵省令第27号によって金解禁が決定されることになる。そして、1930年1月11日には金解禁が実施となり、日本資本主義は金本位制度へと復帰を遂げるようになった。

かくして、1917年9月12日に米国の措置に対応して採られた金輸出禁止措置は、当時それほどの注意を惹付けることがないまま行われたのであるが、その後1920年代末に至るまで日本資本主義の中心的な政策的課題となり、漸く1930年1月11日に金輸出解禁実施となった。そしてこの間、日本資本主義は金本位制停止を長期化させたのであるが、そのことがこの時期の日本資本主義の展開にとって如何なる意義をもつようになったのかということが、次の問題となる。

- (37) この為替暴落期には、「我々は、先づ、その声を紡績業者から聞いた。」(鈴木武雄『世界経済と金解禁問題』1929年、148頁)と紡績資本が金解禁の主張の先頭を切った。その中心に立ったのは武藤山治および彼の率いていた実業同志会で、その主張は、「金の輸出禁止等一刻も速かに解いて、金の流出を自然に放任するならば、為替も期せずして回復するのは明らかな事だ。」(神戸新聞、1924年5月27日、『武藤山治全集』第5巻、1964年、所収、101頁)と為替の暴落に対し金解禁による為替の回復を説くもので、その理由は、為替の暴落により「輸入貿易が仮りに15億円と致しますならば、2割輸入為替の不利と云ふことは3億円、此輸入品を消費する所の日本国民の大多数が罰金を課せられて居ると同一であります。」(1924年7月2日衆議院本会議、同上書、130頁より)と、明らかに原料棉花を輸入に依存している紡績資本の立場に立っている。
- (38) 前掲『大正昭和財界変動史』(中)864頁、を参照。なお、周知の通り、新平価解禁論は石橋湛山、高橋亀吉、小汀利得、山崎靖純の4氏を中心に主張された。さしあたり、有沢広己監修『昭和経済史』1976年、43-5頁、を参照。
- (39) これら種々の解禁論については、さしあたり前掲『金輸出禁止史』231-46頁、前掲『金輸出解禁問題—その経過と影響—』75-82頁、等を参照のこと。
- (40) 前掲『大正銀行史』164頁。
- (41) 『日本金融史資料 昭和編』第21巻、389-90頁、の「正貨払下緩和」大蔵省声明文および大蔵当局説明を参照せよ。
- (42) この帝国経済会議の経過については、前掲『金輸出禁止史』133-4頁、前掲『金輸出解禁問題—その経過と影響—』87-8頁、等を参照。
- (43) 『朝日経済年史』昭和4年版、341頁。
- (44) 前掲『金輸出禁止史』136頁。
- (45) 『財政経済25年誌』第6巻、143頁。
- (46) 『日本金融史資料 昭和編』第21巻、392頁。
- (47) 1926年4月29日 第23回全国手形交換所連合会大会懇親会での演説、『財政経済25年誌』第6巻、157頁。
- (48) 前掲、片岡『大正昭和政治史の一断面』461頁。
- (49) 再建金本位の問題については、さしあたり、前掲、楊井『世界経済論』118-25頁、大島清編『世界経済論』1965年、16-20頁、加藤・馬場・渡辺・中山『講座帝国主義の研究2 世界経済』1975年、120-42頁、等参照。
- (50) 片岡蔵相は、就任早々から「片岡は蔵相に就任したとき、大蔵省の懸案をことごとく片づけるつもりだ、と大蔵省担任記者団との初会見で語ったというが、彼のい

う大蔵省の懸案中、もっとも大いなるものはいうまでもなく金輸出解禁、金本位復帰のことであった。」有竹修二『昭和大蔵省外史』上巻、1967年、259頁）と、金解禁を意図していた。

- (51) より詳細には、さしあたり、前掲『大正昭和政治史の一断面』464-8頁、『朝日経済年史』昭和4年版、353-76頁、等を参照のこと。
- (52) 1927年3月9日の金利引下げについては、従来のものに比較して2つの特異点を持っていたといわれる。一つは、商業手形割引歩合と国債担保貸付利子との間に一厘方の差等を設け、前者を優遇したこと。一つは、国債担保貸付利子及び国債保証手形割引歩合ならびに国債以外の担保貸付利子および国債以外の保証手形割引歩合において、最低利子の制限以外に最高利子の制限を設けたことである。前掲『金輸出禁止史』150-1頁、を参照せよ。
- (53) 詳細には鈴木憲久『最近日本財政史』1929年、537-42頁、を参照せよ。
- (54) 同上書、847-53頁、および『昭和財政史』第6巻、28-30頁、を参照せよ。
- (55) 片岡蔵相は、後に金融制度の改善について、「私の積年の主張たる金融制度の改善を行ひ、各種金融機関の統制を図るとともに、これが運用を滑かにして、金輸出解禁に伴ふ財界の動揺を未然に防ぎ、以て国民生活の安定に寄與せんことを期した」前掲『大正昭和政治史の一断面』471頁、と語っている。
- (56) 金融制度調査会規則の条文については、前掲『金輸出禁止史』159頁、を参照せよ。
- (57) 『財政経済25年誌』第6巻、165頁。
- (58) 第52回衆議院片岡蔵相財政演説（日本金融史資料 昭和編』第21巻、82頁）より。
- (59) 前掲『金輸出解禁問題—その経過と影響—』99頁。
- (60) 井上準之助は、1928年に「大正15年に為替相場が49弗まで上って居った、夫れは国際貸借の関係が良くなったからであって、此時私は金の解禁をしなければならぬと云ひ、多数の人も賛成し、其當時の政府も金融機関の整理をした後之が実現を期すると云ふので愈々金の解禁も近づいたと考へられたが、不幸にして昭和2年3・4月に財界の騒があり、49弗であった為替相場が又再び48弗に下り…」(池田・森・井上・藤原・矢野『金融・保険論』1929年、所収の「金融問題」11頁)と記している。なお、1926年11月17日の蔵相官邸での重大会議において、井上準之助は金解禁に積極的な態度を示したという。その会議の詳細については、前掲『昭和大蔵省外史』上巻、261-2頁、を参照せよ。
- (61) 日銀調査局『金融出解禁史(其一)(未定稿)』(『日本金融史資料 昭和編』, 所収) 35頁。

- (62) その間の経過や演説内容の詳細については、同上書、39-40頁、を参照せよ。
- (63) その経過については、前掲『昭和大蔵省外史』上巻、269-75頁、を参照せよ。  
1928年2月20日の第1回普選で、政友会と民政党との差がわずか8名という小差で、辛うじて政友会は第一党を維持したため、政友会と金解禁に積極的な武藤山治の率いる実業同志会との提携がなされ、4月8日には政策協定が公表され、結局は武藤実業同志会長の妥協で政策協定からは金解禁問題がはずされたという。
- (64) 『財政経済25年誌』第6巻、175頁。
- (65) 同上書、301頁。
- (66) 『朝日経済年史』昭和4年版、358-9頁に収録。
- (67) 詳細については、同上書、359-60頁、および、『昭和財政史』196-7頁、等を参照せよ。
- (68) この時期、「大蔵部内でも日銀当局内でも、事務段階では、財界の整理も進み、日銀の機能も回復してきたとの判断がなされていた。この事態は外部には大蔵省および日銀の金解禁に対する態度が従来より時期尚早論よりも即行論の方向に一步進んだものと受け取られ、…」(大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』下巻、1969年、9-10頁)という状況であった。
- (69) 『朝日経済年史』昭和4年版、361頁。
- (70) 東京日々新聞、1928年8月24日、「金解禁の断行は為替回復の一点に懸る」(『日本金融史資料 昭和編』第21巻、所収)、763頁。
- (71) 同上書、457-8頁。
- (72) この間の経過については、前掲『大正昭和財界変動史』(中)868-70頁、等を参照せよ。
- (73) 「東京及大阪手形交換所組合銀行ノ決議」文などは、前掲『金融出解禁史(其一)(未定稿)』43頁、を参照せよ。
- (74) 前掲『一般的危機と日本資本主義』112頁。
- (75) 昭和4年度予算綱要については、さしあたり、前掲『最近日本財政史』1055-60頁、を参照せよ。
- (76) 第27回関西銀行大会における三土蔵相の演説の内容については、『財政経済25年誌』第6巻、175-9頁、を参照せよ。
- (77) その間の経過や第56議会での三土蔵相の発言内容については、前掲『金輸出解禁史(其一)(未定稿)』53-4頁、前掲『金輸出解禁問題』139-41頁、等を参照せよ。
- (78) 前掲『大蔵省百年史』下巻、10頁、『昭和財政史』第10巻、211-2頁、等を参照

せよ。

(79) 『日本金融史資料 昭和編』第21巻, 392頁。

(80) 同上書, 393-5頁, に浜口内閣の「十大政綱」は収録されている。

(未完)